

電源立地制度の概要

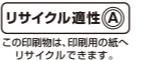
●問い合わせ先

経済産業省資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課、原子力立地・核燃料サイクル産業課

〒100-8931 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL. (03) 3501-1511 (代表)

<http://www.enecho.meti.go.jp/> (本パンフレットは左記ホームページからもご覧いただけます。)

北海道経済産業局 資源エネルギー環境部 電力事業課	(011) 709-2311 (代表)
東北経済産業局 資源エネルギー環境部 開発計画課	(022) 263-1111 (代表)
関東経済産業局 資源エネルギー環境部 電力事業課	(048) 601-1200 (代表)
中部経済産業局 資源エネルギー環境部 電力事業課	(052) 951-2683 (代表)
中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局 開発計画室	(076) 432-5509
近畿経済産業局 資源エネルギー環境部 電力事業課	(06) 6966-6000 (代表)
中国経済産業局 資源エネルギー環境部 電力事業課	(082) 224-5615 (代表)
四国経済産業局 資源エネルギー環境部 電力開発計画室	(087) 811-8900 (代表)
九州経済産業局 資源エネルギー環境部 電力事業課	(092) 482-5517
沖縄総合事務局経済産業部 電力・ガス事業課	(098) 866-0031 (代表)



この冊子は再生紙を使用しています
(平成 23 年度版)

経済産業省資源エネルギー庁



CONTENTS

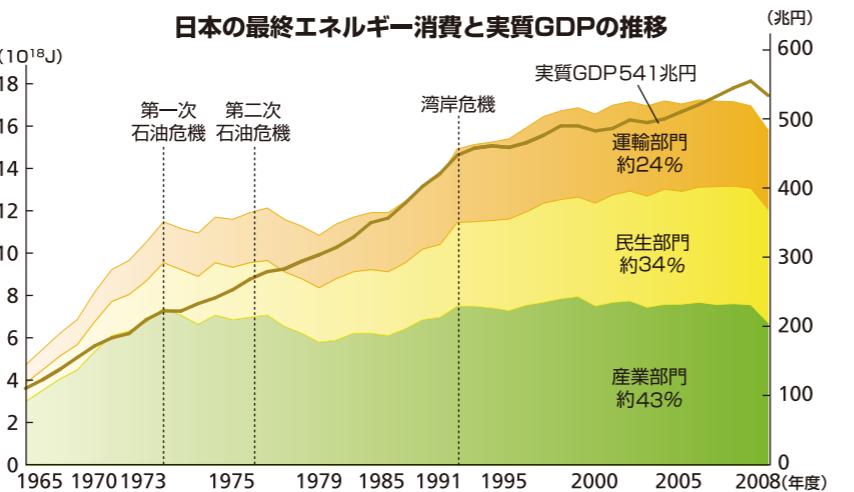
1. 日本のエネルギー事情	1
2. 財源効果のモデルケース	3
3. 電源立地交付金制度	5
4. 平成23年度交付金等概要一覧	6
5. 交付金・補助金の概要	7
電源立地地域対策交付金	7
電源立地等初期対策交付金相当部分	
電源立地促進対策交付金相当部分	
原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分	
電力移出県等交付金相当部分	
水力発電施設周辺地域交付金相当部分	
原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金相当部分	
核燃料サイクル施設交付金相当部分(建設段階)	
核燃料サイクル施設交付金相当部分(運転段階)	
電源立地等推進対策交付金	20
原子力発電施設設立地地域共生交付金	
広報・安全等対策交付金	
電源地域振興促進事業費補助金	22
電源地域産業関連施設等整備事業(D補助金)	
原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業(F補助金)	
6. 電源開発の手続き	29
7. 重要電源開発地点・重要電源促進地点	30
8. 原子力発電所の運転・建設状況	31

1. 日本のエネルギー事情

将来の電力需要に合わせて 着実に電源開発を進めることが重要です。

① 日本のエネルギー消費

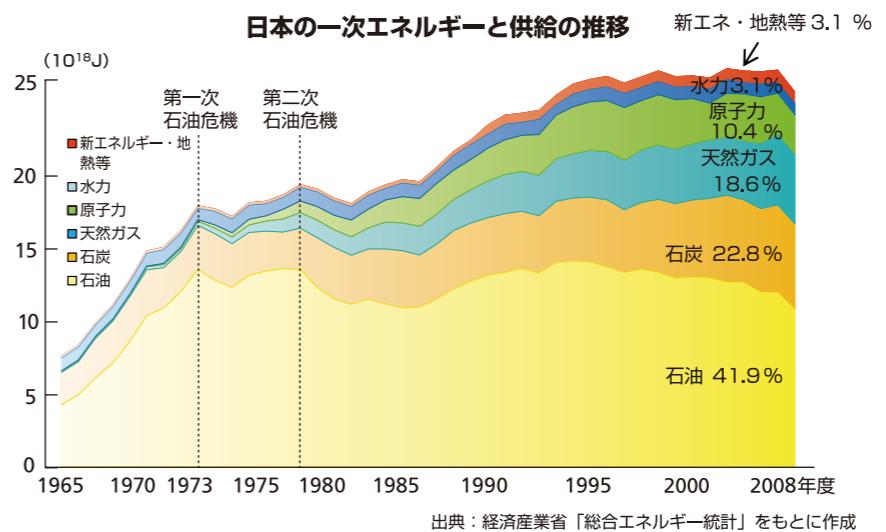
我が国のエネルギー消費は2度の石油危機を契機に、省エネが進みました。しかし、石油危機以降は産業部門が概ね横這いで推移する一方、豊かさを求めるライフスタイル等を背景に特に民生・運輸部門が伸びています。



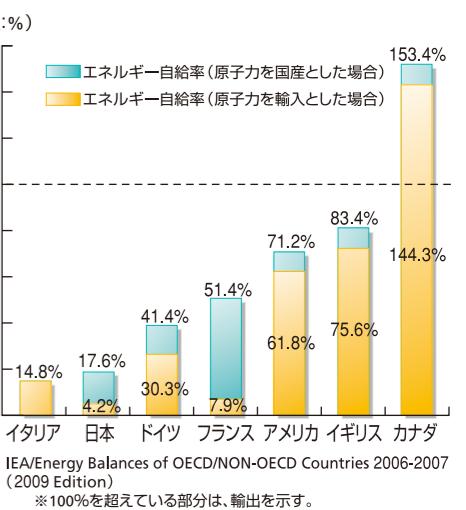
資料：資源エネルギー庁「総合エネルギー統計」、内閣府「国民経済計算年報」
 (財)日本エネルギー経済研究所「エネルギー・経済統計要覧」
 注) 1.J(ジュール)=エネルギーの大きさを示す指標の一つで、1MJ=0.0258×10-3原油換算kJ
 2.「総合エネルギー統計」は、1990年度以後の数値について算出方法が変更されている。

② 日本のエネルギー供給

一次エネルギーの約8割を輸入に依存している我が国のエネルギー供給は、石油危機後、原子力、天然ガスの導入を進めるなどエネルギー源の多様化を図った結果、石油への依存度が大きく低下しました。しかし、エネルギーの自給率は4%（原子力を含めても約20%）しかありません。



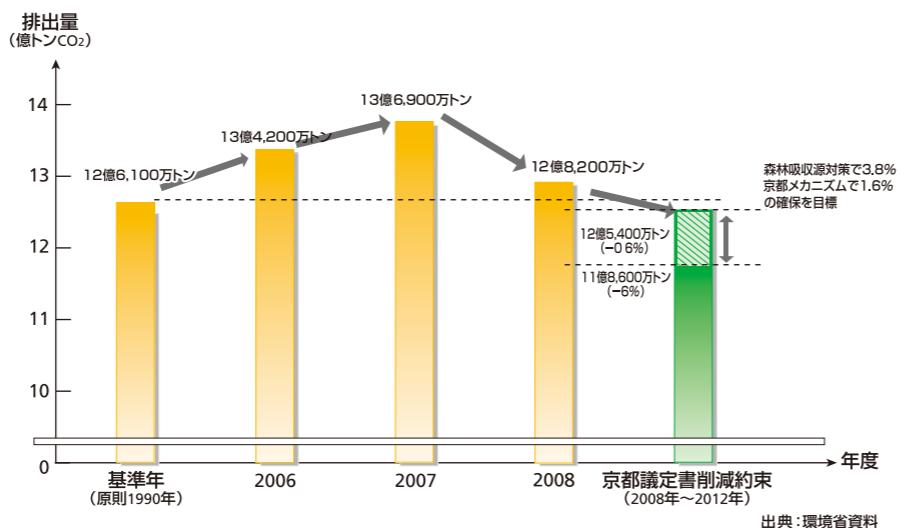
主要国エネルギー自給率(2007年)



③ エネルギー政策の基本方針

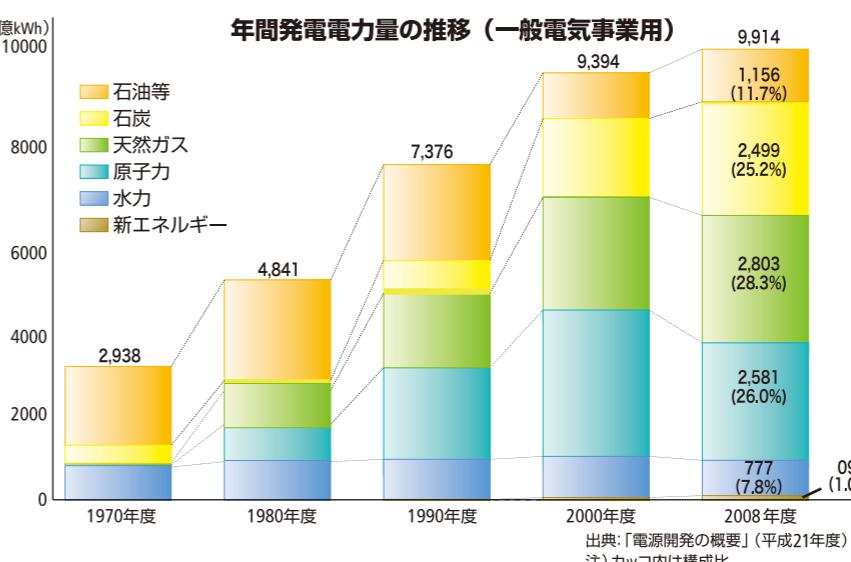
我が国のエネルギー政策の基本方針は「安定供給の確保」「環境への適合」といふこれらを十分に考慮した上で「市場原理の活用」です。特に環境面においては、京都議定書の第一約束期間における温室効果ガスの削減目標の達成に向け、省エネルギー対策、新エネルギー対策の推進、CO₂排出の少ない電源の積極的な導入を図ることが必要です。

我が国の温室効果ガス排出量

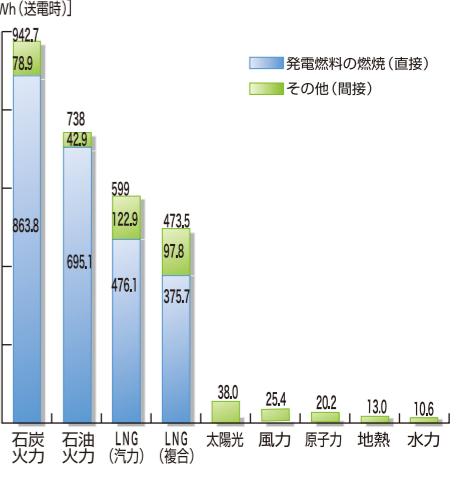


④ 電源の特性に応じた多様なエネルギーの導入促進

電力の消費量も一次エネルギー同様、増加傾向にあります。安定した電力供給を確保しながら、CO₂排出を抑制する必要があることから、燃料供給の安定性、経済性、環境への優位性といった電源の特性を上手に組み合わせることが重要であるとともに、その特性を強化していくことが必要です。

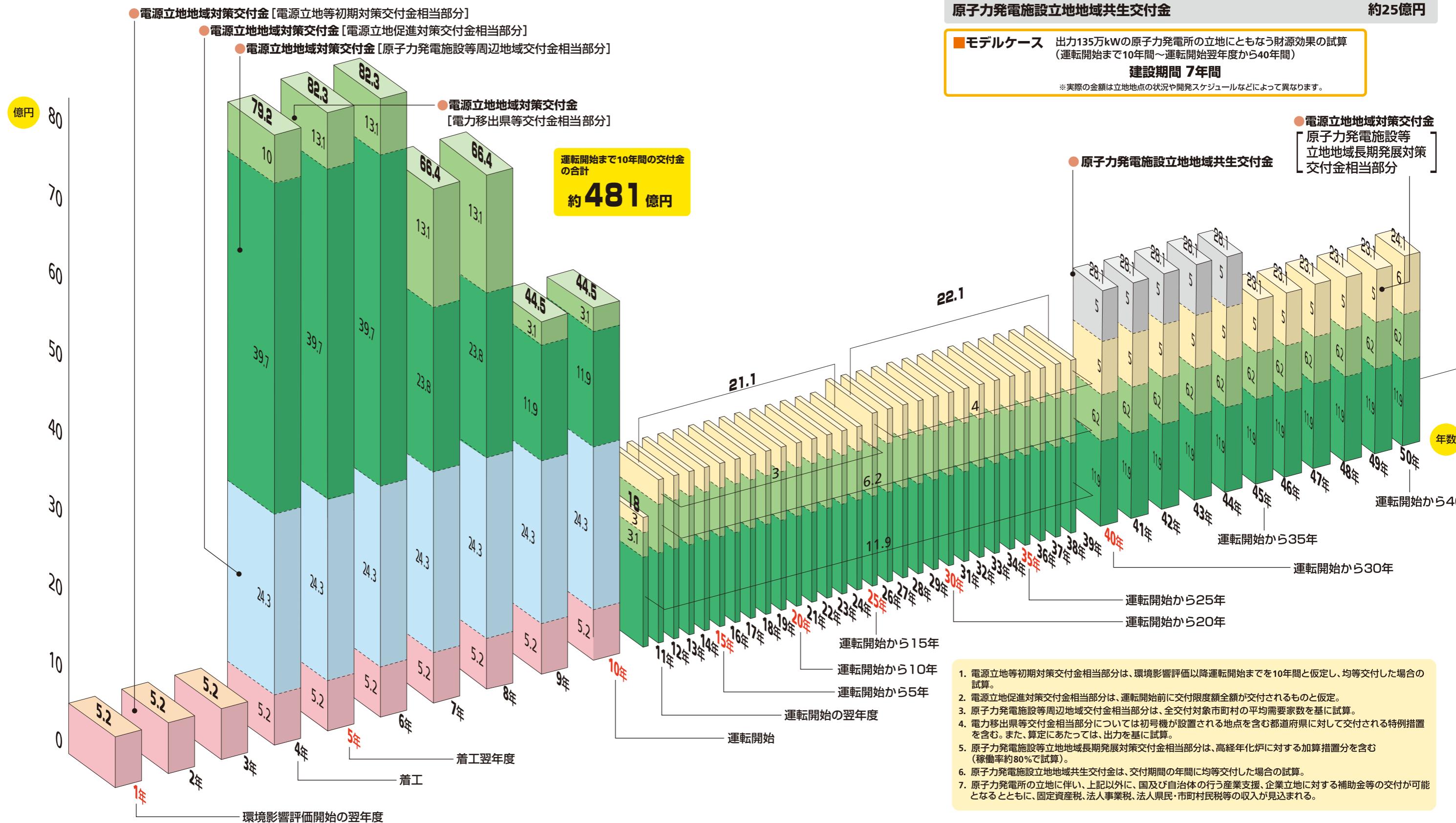


各種電源のライフサイクルCO₂排出量(メタンを含む)



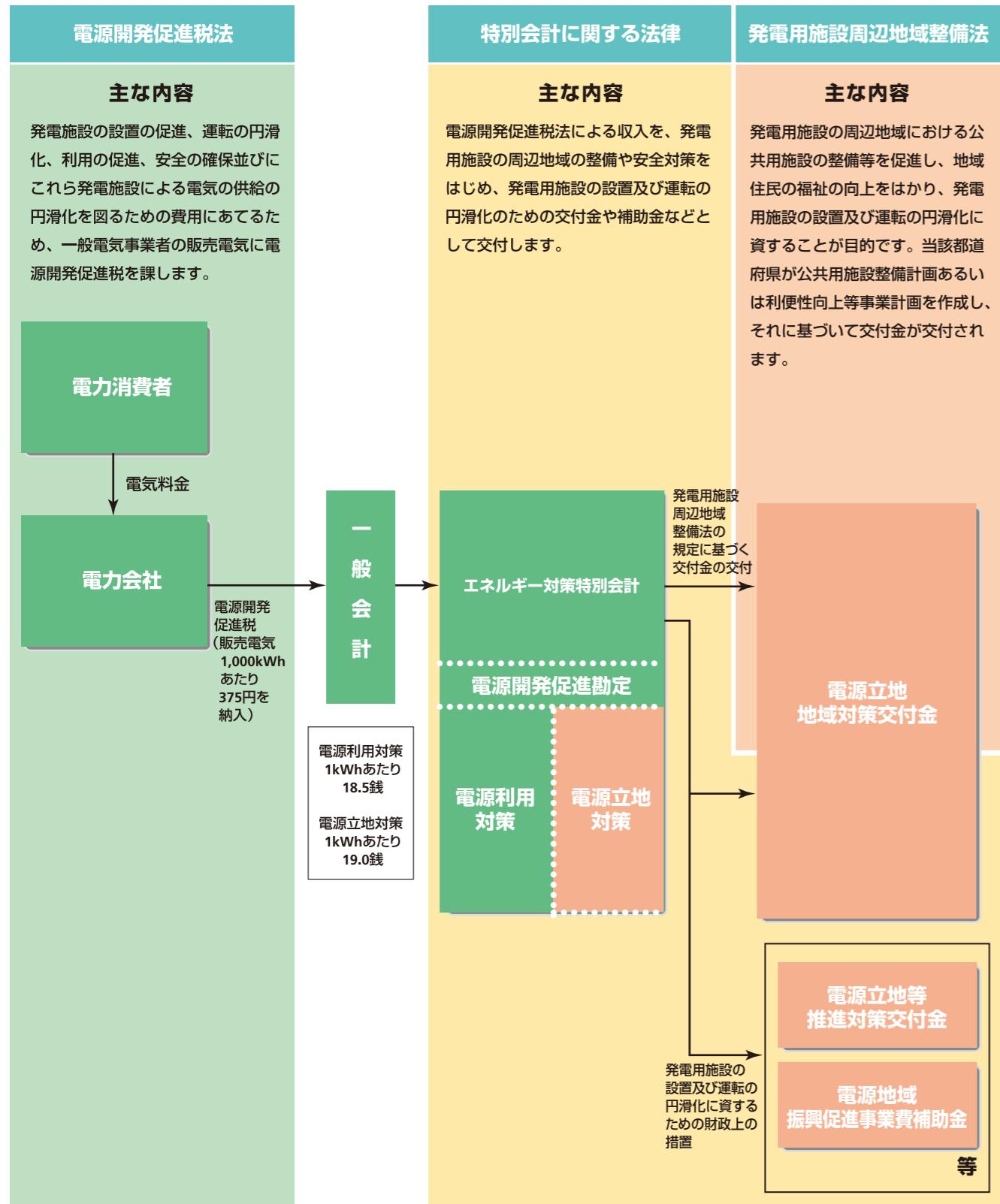
原子力発電所が建設される市町村等には、電源立地地域対策交付金等による財源効果がもたらされます。

出力135万kWの原子力発電所が新設された場合、その地域（立地所在市町村、周辺市町村、都道府県）にもたらされる電源立地地域対策交付金等による財源効果のモデルケースです。また、発電所立地によるメリットは、このモデルケースにあげられた交付金以外にも各種交付金や補助金が活用できるほか、固定資産税の収入、建設工事に伴う雇用拡大等、経済波及効果が見込まれます。



電源立地をサポートするために、交付金制度があります。

発電用施設の設置及び運転の円滑化を図るために、「電源開発促進税法」「特別会計に関する法律」「発電用施設周辺地域整備法」に基づいた交付金等の制度があります。



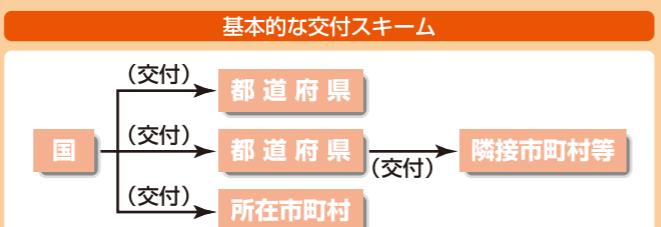
平成23年度予算額	
電源立地地域対策交付金	1,110億円 (72)
公共用施設整備などの住民の利便性向上のための事業や地域の活性化を目的とした事業を支援。	
電源立地等初期対策交付金相当部分	66億円 (一)
電源立地促進対策交付金相当部分	162億円 (0)
原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分	243億円 (42)
電力移出県等交付金相当部分	281億円 (14)
水力発電施設周辺地域交付金相当部分	61億円 (一)
原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金相当部分	206億円 (16)
核燃料サイクル施設交付金相当部分(建設段階)	68億円
核燃料サイクル施設交付金相当部分(運転段階)	24億円
電源立地等推進対策交付金	
原子力発電施設立地地域共生交付金	30億円
広報・安全等対策交付金	12億円 (2)
電源地域振興促進事業費補助金	67億円 (19)

※カッコ内は文部科学省分(外数)

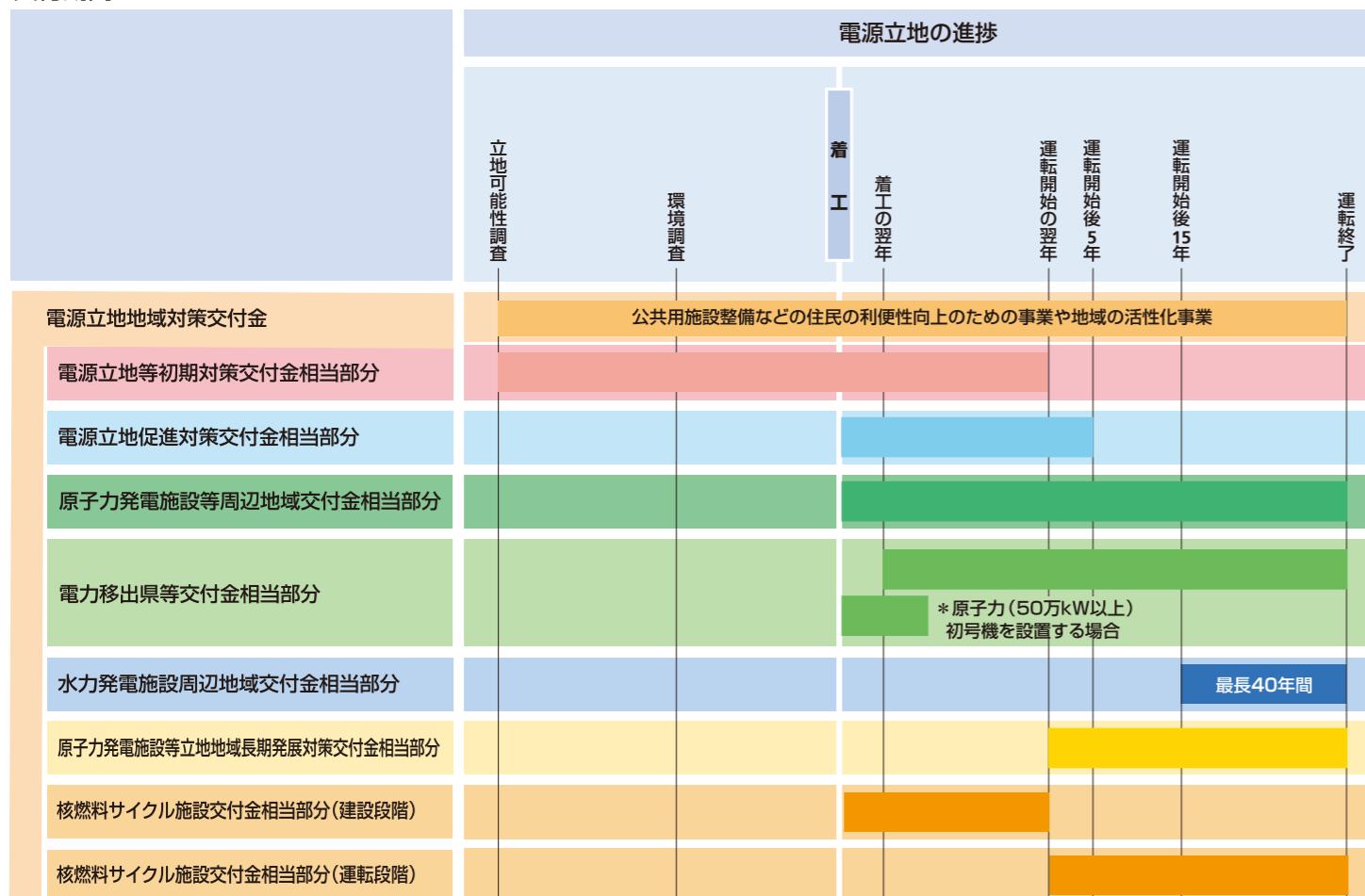
電源立地地域対策交付金



*上記のほか、発電用施設周辺地域整備法施行令で定める原子力発電と密接な関連を有する施設も対象となります。

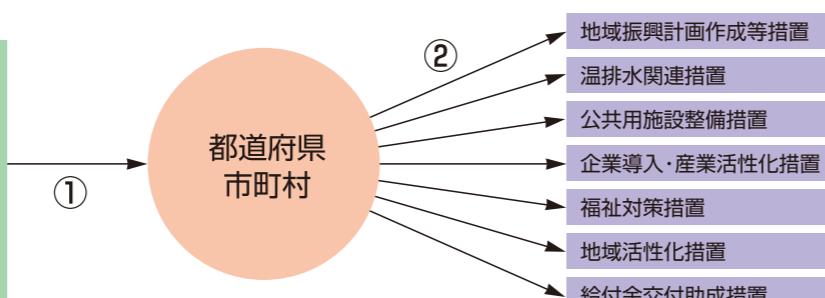


交付期間



交付金のフロー

電源立地地域対策交付金
電源立地等初期対策交付金相当部分
電源立地促進対策交付金相当部分
原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分
電力移出県等交付金相当部分
水力発電施設周辺地域交付金相当部分
原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金相当部分
核燃料サイクル施設交付金相当部分



①…交付限度額は各交付金相当部分毎に算定します。

②…地方公共団体は、各交付金相当部分ごとに算定された交付限度額の合計額の範囲内で、交付対象措置の中から事業を実施できます。

(交付金相当部分や発電施設立地の進捗状況による対象事業の差はありません)。

交付対象措置

地域振興計画作成等措置

地域振興に関する計画の作成や先進地の見学会、研修会、講演会、検討会、ポスター・チラシ・パンフレットの制作等発電用施設などの理解促進事業

温排水関連措置

種苗生産、飼料供給、漁業研修、試験研究、先進地調査、指導・研修・広報、漁場環境調査、漁場資源調査、漁業振興計画作成調査、温排水有効利用事業導入基礎調査等の広域的な水産振興のための事業

公用用施設整備措置

道路、水道、スポーツ等施設、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設などの公用用施設や産業振興施設の整備、維持補修、維持運営のための事業

(P.9の表1を参照)

企業導入・産業活性化措置

商工業、農林水産業、観光業などの企業導入の促進事業並びに地域の産業の近代化及び地域の産業関連技術の振興などに寄与する施設の整備事業や当該施設の維持運営等のための事業

福祉対策措置

医療施設、社会福祉施設などの整備・運営、ホームヘルパー事業など地域住民の福祉の向上をはかるための事業や福祉対策事業にかかわる補助金交付事業及び出資金出資事業

地域活性化措置

(P.10の表2を参照)

給付金交付助成措置

一般電気事業者などから電気の供給を受けている一般家庭、工場などに対する電気料金の実質的な割引措置を行うための給付金交付助成事業を行う者への補助事業

維持運営費

電源立地地域対策交付金の維持運営費の充当先については、当該交付金が対象としているメニューの範囲内であることを前提に、他の補助金や地方公共団体の自主財源といった財源により整備された施設の維持運営についても活用可能です。

基金造成

電源立地地域対策交付金により、将来的な施設の維持補修などのための基金を造成することができます。

基金の名称	対象範囲
事業運営基金	地域振興計画作成等措置、温排水関連措置(施設の整備に係る経費を除く)、企業導入・産業活性化措置(施設の整備に係る経費を除く)、福祉対策措置(施設の整備に係る経費を除く)、地域活性化措置(施設の整備に係る経費を除く)、給付金助成措置、給付金加算等措置に要する経費
施設整備基金	公用用施設や各施設の整備に要する経費
維持補修基金	公用用施設や各施設の原状回復並びに外観及び内装を維持するために行う修繕その他の維持補修に要する経費
維持運営基金	公用用施設や各施設を運営するために主に経常的に発生する経費

表1 公公用施設整備事業

以下のような公用用施設や産業振興施設の整備のほか、維持運営費などを使途とする基金造成を行うことができます。

	道 路	都道府県道、市町村道 (道路の付属物を含む)
	教育文化施設	学校及び各種学校、公民館、図書館、地方歴史民俗資料館、青年の家、その他社会教育施設、労働会館、学校給食センター、柔剣道場、集会場、文化会館、その他これに準ずる施設
	港 湾	小型船用の水域施設、外郭施設、係留施設およびこれらに伴う臨港交通施設
	医療施設	病院、診療所、保健所、母子健康センター、主要な医療装置・器具、救急車、その他これに準ずる施設
	漁 港	沿岸漁業用の小規模な漁港施設
	都市公園	遮断緑地、基幹公園(児童公園、地区公園、近隣公園、総合公園、運動公園)
	消防施設	消防施設
	水 道	上水道、簡易水道
	通信施設	有線放送電話施設、有線ラジオ放送施設、テレビジョン放送共同受信施設、他の有線テレビジョン放送施設、その他これに準ずる施設
	スポーツ等施設	体育館、水泳プール、運動場、公園、緑地、スキー場、スケート場、キャンプ場、遊歩道、サイクリング道路、その他これに準ずる施設
	環境衛生施設	一般廃棄物処理施設(ごみ処理施設、し尿処理施設)、公共下水道、都市下水路、排水路、環境監視施設、産業廃棄物処理施設、墓地、火葬場、道路清掃車、除雪車、一般廃棄物の運搬車(ごみ収集車、し尿収集車)、靈柩車、公害測定車、その他これに準ずる施設
	産業振興施設	農道、林道、農業用排水施設、工業団地、職業訓練施設、商工会館、その他これに準ずる施設

表2 地域活性化事業

地場産業支援事業をはじめ、以下のようなソフト事業を実施することができます。

	地場産業支援事業	地域特有の產品等の開発及び普及その他地域の産業振興に資する事業 ○情報提供・発信事業(特產品紹介、技術情報の発信及びこれに類する事業) ○特產品開発、販売促進支援事業(特產品の開発支援、商品の販売促進に係る支援及びこれに類する事業) ○産業技術実証・導入事業(地場特產品に係る製造技術の実証・導入、地場企業の情報技術導入に係る支援及びこれに類する事業) ○地域内就業支援事業(Uターン、Iターン就職支援、地域職業情報の提供、ワンストップサービス提供、情報交流会の開催及びこれに類する事業)
	地域資源利用魅力向上事業	地域の特性を活用して当該地域の魅力を向上する事業 ○情報提供・発信事業(観光PR、地域の文化・情報交流活動の実施及びこれに類する事業) ○観光資源開発事業(観光資源調査、体験型地域滞在、観光客のニーズ把握及びこれに類する事業) ○地域おこし事業(まちづくりコンセプトやイメージアップ戦略策定・地域おこし事業及びこれに類する事業) ○伝統、芸術その他文化の保護・継承事業(祭り、伝統行事や文化財の保護及びこれに類する事業) ○イベント支援事業(音楽会、ミュージカル、スポーツ大会及びこれに類する事業)
	福祉サービス提供事業	地域における福祉サービスを提供する事業 ○情報提供・発信事業(インターネットによる福祉サービス情報の提供・地域の福祉施設に係る情報提供及びこれに類する事業) ○老人福祉事業(老人ホーム運営、ホームヘルパー派遣、集会所運営、老人参加イベント開催、バリアフリー推進及びこれに類する事業) ○身体障害者福祉事業(デイサービス、バリアフリー推進及びこれに類する事業) ○育児支援事業(育児カウンセリング、託児所の運営、育児の援助に係る助成及びこれに類する事業) ○保育事業(保育所の運営、児童館における活動及びこれに類する事業) ○医療施設、社会福祉施設等運営事業(病院や社会福祉施設等、福祉サービスに係る運営の助成及びこれに類する事業)
	環境維持・保全・向上事業	地域の自然環境等の維持・保全及び向上を図る事業 ○情報提供・発信事業(環境保全PR及びこれに類する事業) ○環境維持・改善事業(ゴミ収集及びゴミの減量化事業、道路・河川環境の維持・保全、動植物保護及びこれに類する事業) ○地域森林整備事業(植林・間伐等の森林整備、森林の取得及びこれに類する事業) ○景観整備事業(都市環境設計及びこれに類する事業) ○公害防止事業(土壤汚染状況調査、地域環境影響評価及びこれに類する事業) ○リサイクル推進事業(廃棄物利用モデル構築及びこれに類する事業)
	生活利便性向上事業	地域住民の生活利便性向上に資する事業 ○情報提供・発信事業(各種住民サービスのオンライン提供及びこれに類する事業) ○住民参加活動支援事業(NPO等、コミュニティ活動の拠点づくり、町内会活動支援、ボランティア活動支援及びこれに類する事業) ○地域内移動網運営事業(域内巡回バス等の運行、駐輪対策及びこれに類する事業) ○広域行政活動促進事業(広域行政促進のための調査研究、戦略策定及びこれに類する事業) ○公共用施設利用促進活動支援事業(港湾、空港等の施設の利用促進活動、利用促進のための戦略策定及びこれに類する事業)
	人材育成事業	地域の人材育成に資する事業 ○情報提供・発信事業(各種研修の情報提供及びこれに類する事業) ○能力涵養事業(各種研修会開催、専門学校、大学等への進学や留学、研修機関における研修の受講のための奨励制度の設置及びこれに類する事業) ○能力涵養施設等運営事業(研修施設等の運営及びこれに類する事業) ○国際交流事業(姉妹都市との交流会開催及びこれに類する事業)



$$\left(\text{電灯需要家契約口数} + \text{電力需要家契約kW数} \times \frac{1}{2} \right) \times \text{交付単価} \times 12 (\text{ヶ月})$$

■電灯需要家契約口数・電力需要家契約kW数

電灯需要家契約口数・電力需要家契約kW数は、給付金交付助成措置（原子力立地給付金）を行う場合には、当該年度の10月1日現在の需要家数を用い、これ以外の措置を行う場合には、前年度の10月1日現在の需要家数を用います。

■給付単価

給付単価は、交付年度の8月末日までに市町村の区域内で設置の工事が行われている又は運転が行われている原子力発電供用施設の出力に応じて決定されます。

給付単価は、市町村の区分（所在、隣接など）によっても変わります。

（※9月1日以降に設置の工事が開始された原子力発電施設については、翌年度より交付金の対象となります。）

■給付単価の算出方法

各市町村ごとに、次の①～③の表に基づいて算出する。

①基本単価表

設備能力区分 (万kW)	交付単価 (円／月)
100未満	300
100～200未満	400
200～300未満	500
300～400未満	600
400～500未満	700
500～600未満	800
600～700未満	900
700～800未満	1,000
800～900未満	1,100
900以上	1,200

*隣接市町村、隣々接市町村の基本単価は、原則として上表の2分の1の単価となります。

②新增設に係る割増単価

昭和56年4月1日以降および平成4年4月1日以降に原子力発電施設等の新增設が行われた場合は、次の算式の割増措置を行う。

$$\text{①で算出した基本単価} \times \left(1 + 0.5 \times \frac{\text{S56.4.1以降に新增設された能力}}{\text{総設備能力}} \right) \times \left(1 + 0.5 \times \frac{\text{H4.4.1以降に新增設された能力}}{\text{総設備能力}} \right)$$



③新增設に係る特別単価

平成5年度から平成24年度までに原子力発電施設等の新增設が行われた場合については特別措置として以下の特別単価表に基づき交付金を交付する。

○新規地点

	着工後1～3年目	着工後4～5年目
電灯需要家契約1口当たり	3,000円 (2,400円)*	1,800円
電力需要家契約電力1kW当たり	1,500円 (1,200円)*	900円

*大型再処理施設の場合の単価。

○増設地点

$$\text{給付単価} = \text{現行単価} \times \frac{\text{既存設備能力}}{\text{総設備能力}} + \text{特別単価} \times \frac{\text{新設設備能力}}{\text{総設備能力}}$$

注1 隣接市町村および隣々接市町村については、上表の2分の1の単価となります。

注2 電力需要家については、契約電力5,000kWで頭打ちとします。

（ただし、頭打ち措置を適用することによって、特別措置の給付金が従来より低くなるような需要家に対しては、従来通りの額を給付します。）

注3 本措置は、隣接市町村および隣々接市町村については、産業再配置補助金の特別誘導地域に該当する市町村、または、過去5年間で域内の総人口が減少している市町村に限り適用します。

原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分におけるプルサーマル支援の概要

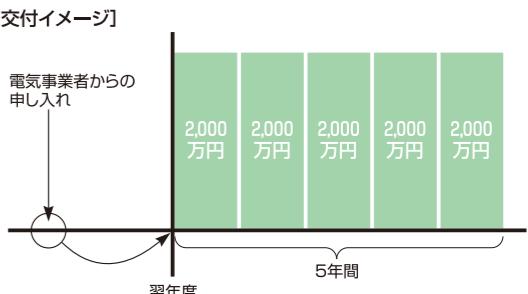
プルサーマルの実施を受け入れる自治体には以下の支援があります。

プルサーマル実施に向けた理解促進活動等への支援

電気事業者が原子力発電所におけるMOX燃料の使用について立地自治体への申入れを行った年の翌年度から5年間、年間2,000万円を原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分の限度額に加えて交付します。

交付対象事業は、プルサーマルに係る理解促進活動に関する事業を基本としますが、電源立地地域対策交付金で実施可能なメニューの中から自主的に選択することも可能です。

交付対象者は平成21年度末までに原子力発電施設でプルサーマルの実施を行う旨の申入れを受けた所在市町村を域内に有する都道府県です。



原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分における新検査制度に対応した交付金の特例加算措置の概要

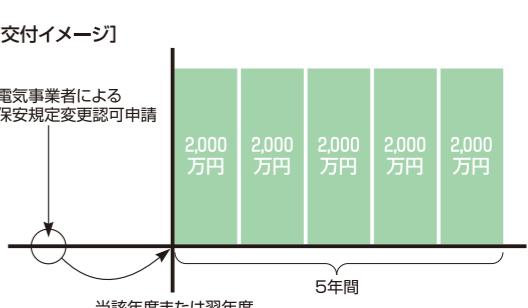
新検査制度に基づく原子炉停止間隔の延長に係る保安規定変更認可申請がなされた原子力発電所が所在する自治体に対して、以下の加算措置があります。

新検査制度に対する理解促進活動等への支援

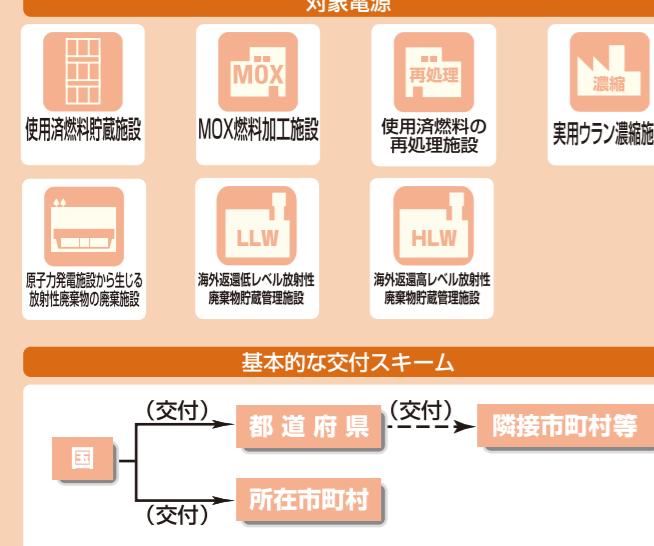
電気事業者が、新検査制度に基づく原子炉停止間隔の延長に係る保安規定変更認可申請を行った年度またはその翌年度から5年間、年間2,000万円を原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分の限度額に加えて交付します。

交付対象事業は、新検査制度に係る理解促進活動に関する事業を基本としますが、電源立地地域対策交付金で実施可能なメニューの中から自主的に選択することも可能です。

交付対象者は、電気事業者が平成25年度末までに新検査制度に基づく原子炉停止間隔の延長に係る保安規定変更認可申請を行った原子力発電所が所在する市町村を域内に有する都道府県です。



核燃料サイクル施設交付金相当部分



下記の式により、所在市町村の交付限度額を算出。都道府県の限度額は所在市町村の交付限度額の2倍の額(ただし、使用済燃料貯蔵施設については所在市町村の交付限度額と同額)。

交付限度額

【建設段階】	設備能力	×	交付単価(円) ^{※2}
【運転段階】 ^{※1}	稼働実績	×	交付単価(円) ^{※2}

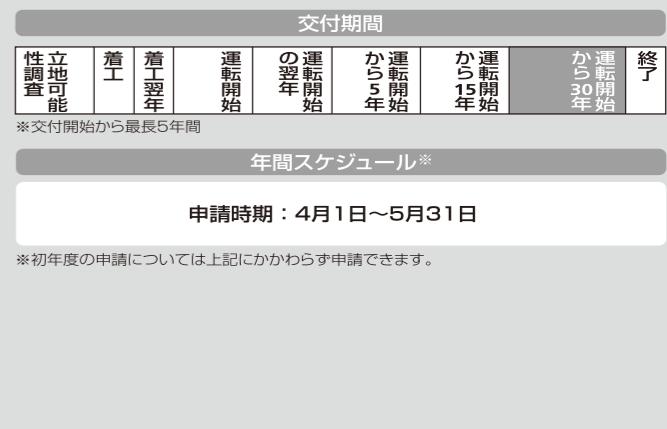
※1)最大年間交付限度額の8割を保証

※2)施設ごとの交付単価

施設名	建設段階		運転段階	
	設備能力	所在市町村における交付単価(円)	稼働実績	所在市町村における交付単価(円)
使用済燃料の再処理施設	年間最大処理能力(トン)	1,188,000	年間処理量(トン)	1,485,000
海外返還高レベル放射性廃棄物貯蔵管理施設	最大貯蔵能力(本)	118,000	貯蔵量(本)	147,500
海外返還低レベル放射性廃棄物貯蔵管理施設	最大貯蔵能力(本)	34,000	貯蔵量(本)	42,500
MOX燃料加工施設	年間最大加工能力(トンMH)	2,462,000	年間加工量(トンMH)	3,077,500
実用ウラン濃縮加工施設	年間最大生産能力(トンSWU)	267,000	年間生産量(トンSWU)	333,750
使用済燃料貯蔵施設	最大貯蔵能力(トン)	500,000	貯蔵量(トン)	625,000
原子力発電施設から生じる低レベル放射性廃棄物の埋設施設	最大埋設能力(本)	900	年間搬入量(本)	12,500

電源立地等推進対策交付金

原子力発電施設立地地域共生交付金



交付限度額

- 1つの原子力発電所につき25億円(年間限度額12.5億円)を交付。

対象事業

- 地域活性化事業
- 福祉対策事業
- 公共用施設整備事業
- 企業導入・産業活性化事業

「地域振興計画」について

原子力発電施設立地地域共生交付金については、交付の申請を行うにあたり、「地域振興計画」の作成が必要となります。

「地域振興計画」は

- 事業地域の地域振興に寄与するための事業に関する計画であり、
- 原子力発電施設の所在市町村及び周辺市町村の行政運営に資するものであり、
- 原子力発電施設の設置及び長期的な運転の円滑化に資するための計画です。

なお、都道府県が作成する「地域振興計画」については、計画の妥当性や地域振興への寄与度等について、外部の有識者のご意見を聞くことになっております。

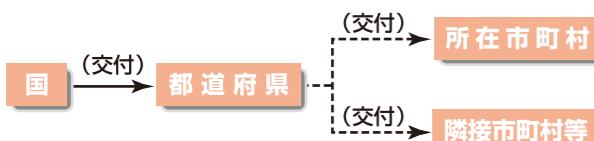
広報・安全等対策交付金

対象電源



※原子力関連施設を含む。

基本的な交付スキーム



交付対象者

原子力発電施設等が設置され、又はその設置が予定されている市町村を区域内に含む都道府県等。

交付期間

供給計画に掲げられた年度～施設使用終了年度

年間スケジュール

申請時期: 毎年2回 上期: 4月1日～5月31日
下期: 10月16日～10月31日

平成23年度予算額

電源地域振興促進事業費補助金

原子力発電施設等の周辺地域における立地企業への電気料金の割引措置となる補助及び電源地域の産業関連施設等の整備事業に対して補助を行う。

電源地域産業関連施設等整備事業費（D補助金）

1億円

原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費（F補助金）

64億円

交付対象事業

- ①広報・安全等対策事業
 - ・原子力発電に関する知識の普及
 - ・周辺住民の安全確保に関する調査
 - ・原子力発電施設等の安全性に関して行われる連絡調整
- ②原子力広報研修施設整備事業
 - ・原子力発電に関する知識の普及に資する施設の整備に関する事業
- ③温排水影響調査等事業
 - ・温排水影響調査設備等整備事業
 - ・温排水事前調査事業
 - ・温排水影響調査事業

交付限度額

- ①広報・安全等対策事業

都道府県が行う広報・安全等対策事業

		原子力発電施設の使用を開始していないものの数 (百万円)			
		0	1	2	3以上
0	原子力発電施設の公表がなされていないものがある場合	—	24	33	42
	その他の場合	—	18	27	27
1		24	33	42	42
2		33	42	42	42
3以上		42	42	42	42

※ただし、供給計画の初年度以降3年を経過しても重要電源開発地点として当該原子力発電施設に関する事項が公表されない場合、公表される日の属する会計年度の前年度末日まで交付を停止する。

所在市町村が行う広報・安全等対策事業

		原子力発電施設の使用を開始しているものの数 (百万円)			
		0	1	2	3以上
0	原子力発電施設の公表がなされていないものがある場合	—	18	22.5	27
	その他の場合	—	9	13.5	13.5
1		18	22.5	27	27
2		22.5	27	27	27
3以上		27	27	27	27

※ただし、運転中の施設について、当該施設の設置工事が完了した日の属する会計年度から3年後の会計年度を超えて使用されているものがある場合は別途積算する。

②原子力広報研修施設整備事業

・1広報研修施設につき約3.89億円(定額交付)

③温排水影響調査等事業

・1事業所につき2.5百万円～7百万円

電源地域振興促進事業費補助金

発電所がある地域への企業立地をあらゆる面から支援します。

電源地域産業関連施設等整備事業（D補助金）

企業立地促進法の規定に基づき国の同意を受けた「基本計画」の対象地域内において、当該計画に位置づけられた企業立地等の円滑化に資する産業関連施設等の整備事業を実施する電源地域の地方公共団体等に対し、補助を行います。

対象電源



対象施設

- ・貸工場・貸事業場等
- ・研究機器等

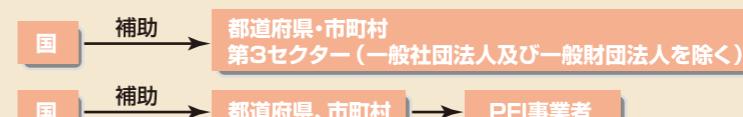
交付対象者

地方公共団体・第3セクター
(PFI事業者)

対象地域(電源地域)

- ・企業立地促進法の規定に基づき国の同意を受けた「基本計画」の対象地域

基本的な事業スキーム



*1 発電用施設周辺地域整備法施行令に掲げる関連施設を含む。

電源地域振興促進事業費補助金

原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業(F補助金)

原子力立地地域における企業立地支援を通じての雇用促進と産業振興が目的。都道府県を通じて雇用増加を生む企業に対して一定期間にわたって、電気料金の実質的割引措置による補助金を交付します。

対象電源



原子力

※発電用施設周辺地域整備法施行令に掲げる関連施設を含む。

交付対象者

原子力発電等の所在市町村及び
隣接市町村を域内に有する都道府県

交付期間

新設・増設した翌期から8年

対象地域

原子力立地地域(見込み地域を含む)

交付額

以下の基準で算出した額を交付額とし、新增設^{注1}した半期の翌半期から8年間(雇用人数が3人を下まわった場合は、その半期は不交付)交付となります。

補助対象の事業者

原子力立地地域などの周辺地域で新設・増設(契約電力の増があること)した3人以上の雇用をもたらす企業であり、地域の産業振興に貢献するなど、必要と認められる企業に、都道府県を通じて交付します。

※平成25年3月に対象地域の見直しを実施いたします(次ページ参照)。

補助要件

- ①新規立地や工場等の増設に伴う契約電力の増があること。
 - ②新たな雇用者の増加数が3人以上あること。
 - ③新たな投資額(固定資産)が一定額以上あること。(※)
- ・所在市町村:新設500万円(増設250万円)
 ・隣接市町村:新設1,000万円(増設500万円)

※特例加算を受ける場合のみの要件とします。

基本的な事業スキーム



注1 増設の場合は、基本的に「増設後の契約kW-増設前の契約kW」

注2 交付額算定上の契約電力は、雇用効果が3人以上20人未満の企業は1,500kW、20人以上の企業は2,500kWが限度となります。

注3 直前の電気料金支払い実績に応じて補正されます。また、電源立地地域対策交付金の交付対象地域では、当該交付金単価との差額分が本補助金の交付単価となります。

注4 単価は、隣接市町村の場合、所在市町村の半額となります。

注5 所在、隣接(旧隣接)、隣接(旧外部)により異なる係数となります。

注6 所在、隣接(旧隣接)、隣接(旧外部)により異なる係数となります。

特例加算の対象(交付金額の加算措置)

○製造業又は地方公共団体で支援制度を整備している特定業種が特例加算の対象となります。

○地方公共団体で支援制度を整備している特定業種については、都道府県又は市町村における企業立地の促進等を目的とした条例に基づくもの等をいいます。

特例増設の対象(交付期間の取扱い)

○本補助金の交付を受ける事業者が、新たに増設を行う場合において、次に掲げる要件を満たす場合、2回に限り、更に交付期間を延長することが可能となります。

- ア) 左ページの補助要件①、②を満たすこと。
- イ) 所在市町村:投資額(固定資産)が250万円以上であること。
- ウ) 隣接市町村:投資額(固定資産)が500万円以上であること。
- エ) 製造業又は地方公共団体で支援制度を整備している特定業種であること。

交付例

・市町村区分:所在市町村

・業種:製造業

・契約電力:3,000kW

・電力料金:62,000,000円/半期

・算定単価:1,500円

・交付金単価:788円

・雇用增加数:100人

※算定単価及び交付金単価は別途算定。

算定交付額と交付限度額(支払電気料金、算定電気料金)との比較を行い、最も低い額を交付額として決定します。

○算定交付額=(2,500×(1,500-788)×6)+(100×300,000)=40,680,000円

○支払電気料金=62,000,000-(3,000×788×6)=47,816,000円

○算定電気料金=(2,500×(1,500×2-788))×6=33,180,000円

○補助金交付額(6か月分) 33,180,000円

本補助制度の対象地域見直しについて(平成25年度から)

○本補助金の対象地域のうち、隣接市町村(旧外部(次ページ青色の市町村))については、平成25年3月末日まで、対象地域として取り扱います。

○なお、経過措置として、平成25年3月末日までに、新規立地又は増設等といった補助要件を満たしている事業者については、一定期間、引き続き申請が可能です。

原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業改正の概要(平成20年度予算から適用)

制度改正の目的

原子力立地地域の地域振興策として実施している企業立地支援制度について、企業立地を通じた雇用拡大がより一層図られるよう、製造業等においては、既設の契約電力に応じた補助に加えて、新規の雇用に応じて加算する制度に拡充しました。

制度改正のイメージ

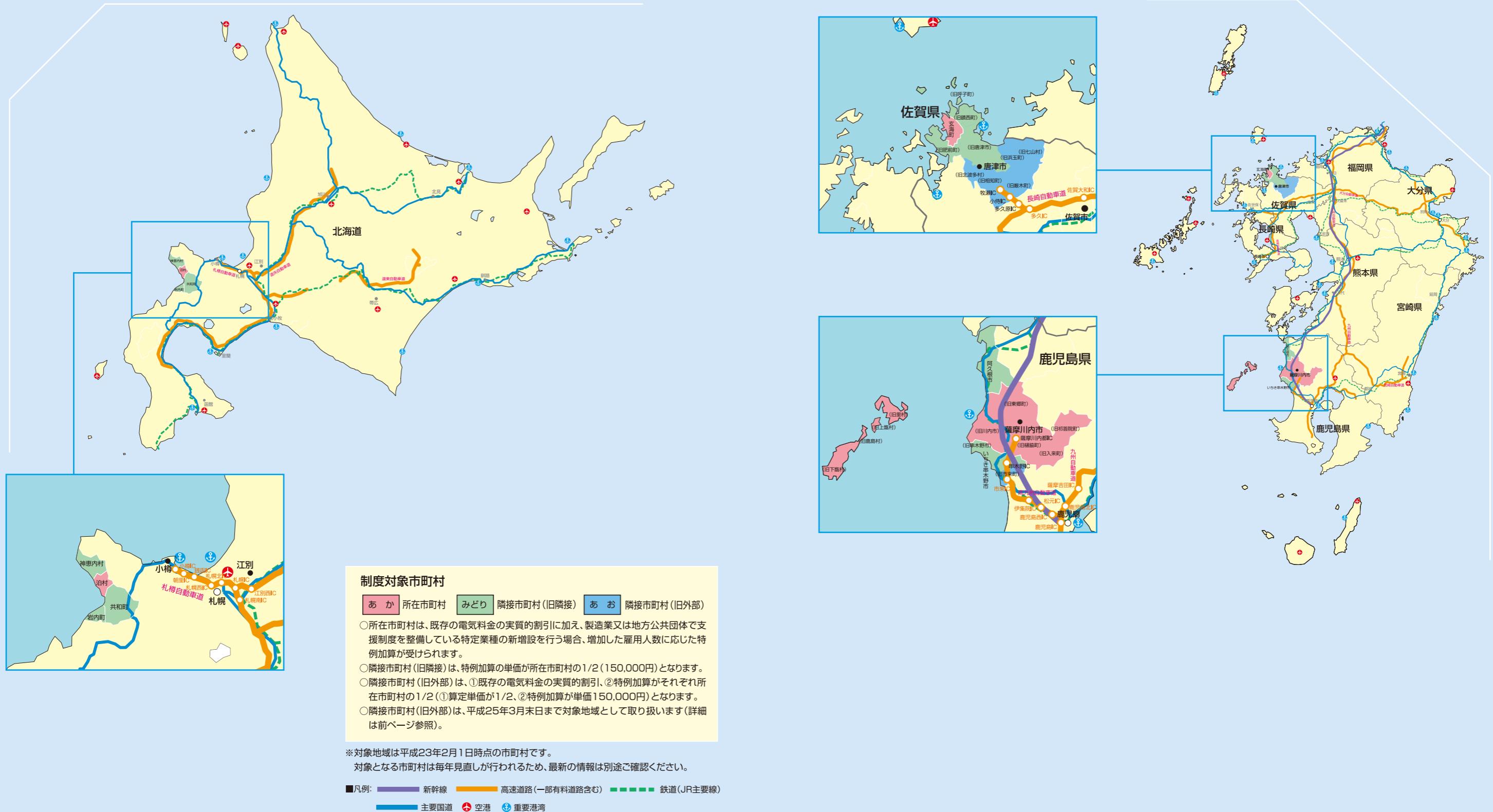
①製造業又は地方公共団体で支援制度を整備している業種

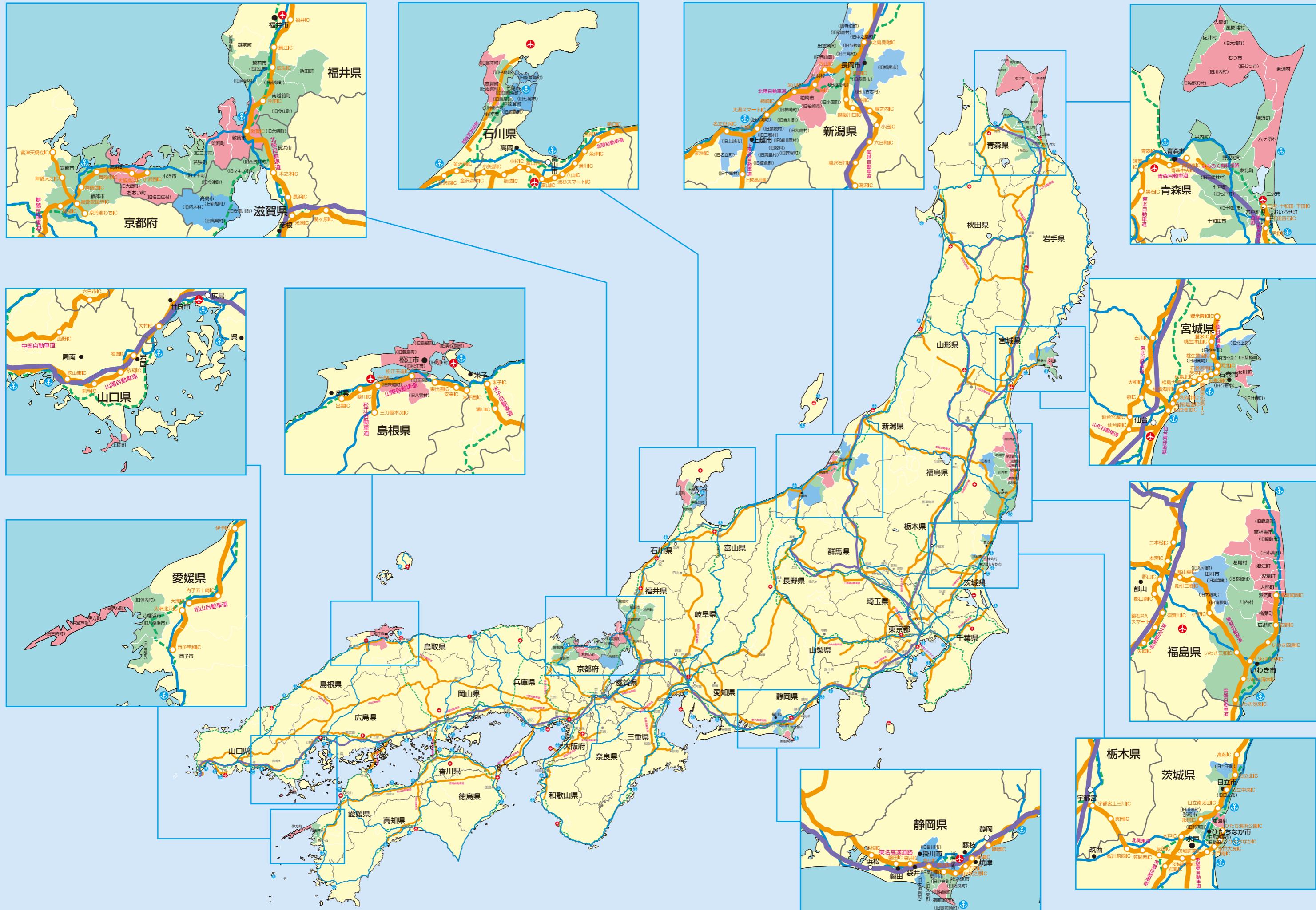


②その他の業種

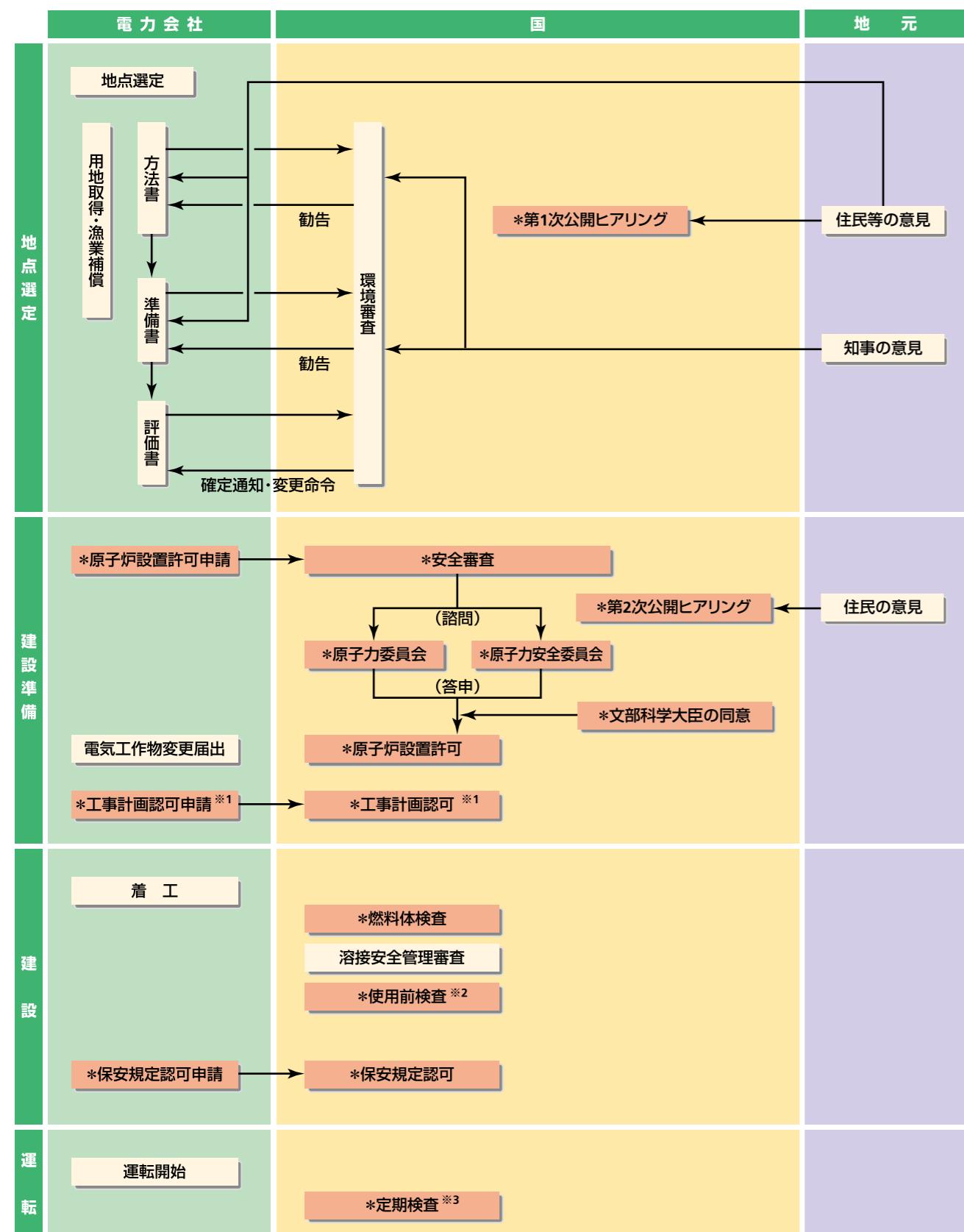


原子力発電施設等 周辺地域企業立地支援事業 対象市町村





環境保全や安全性に十分に配慮し、地元の声を反映しながら推進します。



※1 原子力発電所以外の発電所の場合、工事計画は電気事業者からの届出のみです。

※2 原子力発電所以外の発電所の場合、使用前安全管理審査となります。

※3 原子力発電所以外の発電所の場合、定期安全管理審査となります。

* は原子力発電所のみ必要な手続き等になります。

重要な電源開発に係る地点の指定について

①根 拠:「電源開発に係る地点の指定について」(平成16年9月10日閣議了解)

②指定者:電気事業者等の申請に基づき

重要電源開発地点—経済産業大臣

重要電源促進地点—資源エネルギー庁長官が指定

③対 象:原子力、水力、地熱等の長期固定電源及び沖縄県内の火力

④内 容:個別発電所の地点、方式、出力等

⑤手 続:重要電源開発地点—都道府県知事の意見聴取、関係省庁との協議等

重要電源促進地点—市町村長の同意 等

⑥効 果:組み入れられた立地地点には、以下の効果あり

(1)当該地点の地元の合意形成の円滑化

(2)当該地点の発電所設置にかかる関係省庁等の許認可が円滑化

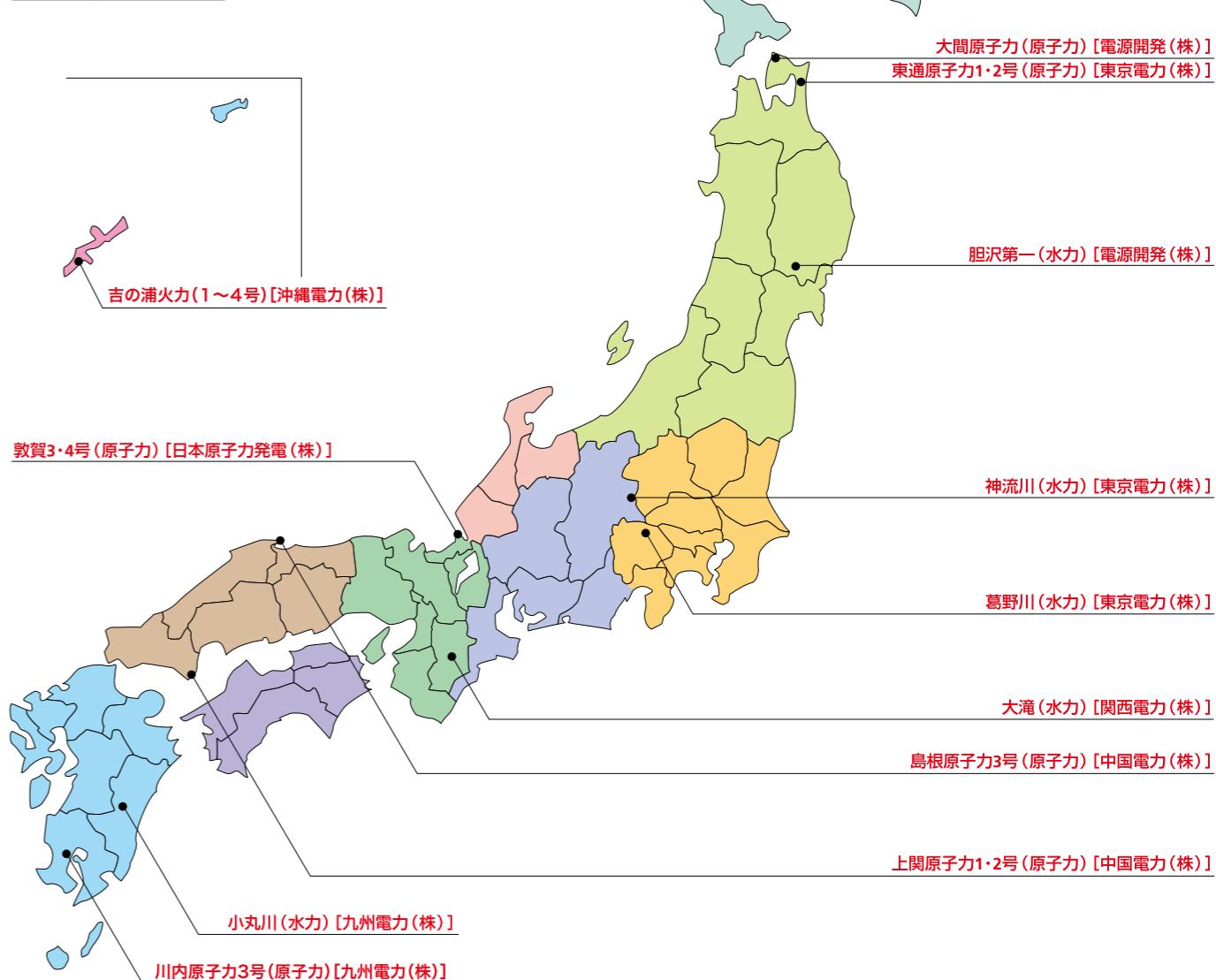
(3)当該地点の地方公共団体に対する電源立地地域対策交付金の限度額の引き上げ

●重要電源開発地点

原子力	6地点
水力	6地点

●重要電源促進地点

火力	1地点
----	-----



MEMO

MEMO